

学校選択制 よくある質問

希望調査票について

	質問	回答
1	通学区域校を希望していますが、希望調査票を必ず提出しないとイケませんか	対象の方全員に希望調査票の提出をお願いしています。通学区域校を希望している方は、希望調査票の「1. 通学区域の学校へ就学を希望する」に○をつけて提出してください。
2	通学区域校以外の学校を選択する場合、通学路の安全確保についてはどうなりますか。別の通学区域から登校する場合、一人で行くことになりますか	通学の安全確保については通学区域内外を問わず保護者の責任となっています。特に小学生については選択にあたって通学路を事前に確認するなど、通学の安全について十分考慮してください。なお、通学路や集団登校について不明な点があれば、学校選択する前に学校と相談してください。
3	第2、第3希望校まで選択しないとイケませんか	第2、第3希望校がなければ記入の必要はありません。なお、第2、第3希望校の記入がなく、通学区域校以外の第1希望校での抽選に漏れた場合は自動的に第1希望校の補欠登録となります。(4ページ参照) ※第1希望校での抽選に漏れた場合で、第2、第3希望校の記入があり、希望校に空きがある場合は第2、第3希望校へ就学することとなります。 (第1希望校での補欠登録はできません。) ※あくまでも第1希望校を学校選択したい場合は第2、第3希望校を記載しないでください。
4	第2希望校まで記載し第2希望校に当選(学校選択)したのですが、第1希望校に空きが出た場合、第1希望校に変更できますか	第1希望校に変更し、就学することはできません。希望変更受付期間(11月15日(金)～21日(木))終了後は一切変更できませんのでご注意ください。
5	小学校で学校選択し、就学している場合、その選択した小学校区域の中学校に進学できますか	小学校入学時に学校選択して就学している児童は、中学校に進学する際には、通学区域の中学校が就学指定校になります。再度、中学校入学時に学校選択していただき、選択された学校が受入可能なら入学できます。受入可能人数を超える場合は抽選となります。
6	第1希望校のみ記載しました。抽選に当選しなかった場合はどうなりますか	当選しなかった方は第1希望校の学校に順番をつけて「補欠登録」します。補欠登録期間中に国立・私立の学校などへ入学が決まり、受入可能人数に空きができましたら補欠登録の順番に従って繰り上げのご連絡をさせていただきます。補欠登録期間終了日(小学校2月7日(金)、中学校2月14日(金))までに繰り上げにならなかった場合は通学区域の学校となります。繰り上げ当選にならなかった方への通知はいたしません。
7	当選を辞退することはできますか	当選されますと、国立・私立等への入学が決定した場合以外辞退はできません。学校選択制度の利用は慎重を期してください。

公開抽選会、中学校の私立・国立受験等について

	質問	回答
8	国立・私立小中学校を受験しますが、希望調査票の提出は必要ですか	国立・私立を希望される方も希望調査票の提出は必ずお願いします。受験結果によって、城東区の学校選択制で通学区域校以外の学校を希望する場合は、希望する学校を記載してください。希望調査票下部に確認事項がありますので、「私立もしくは国立の学校を受験する予定」に○をつけて提出をお願いします。
9	現在、国立・私立の小学校に通っていますが、そのまま国立・私立中学校へ進学する予定です。希望調査票の提出は必要ですか	国立・私立中学校へそのまま進学される方も希望調査票は必ず提出してください。提出されない場合は、通学区域校を選択したものとみなします。希望調査票下部に確認事項がありますので「私立もしくは国立の学校を受験する予定」に○をつけて提出をお願いします。
10	国立・私立小中学校に合格しましたが何か届出が必要ですか	必ず届出が必要です。国立・私立小中学校から発行される「入学許可証」(合格通知書は不可)を窓口サービス課まで持参または送付してください。申請書は区HPにも掲載しております。詳しくは 城東区 私立・国立 入学 で 検索
11	国立・私立小学校に通学しており、中学校も国立・私立への入学が決定しましたが、手続きが必要ですか	国立・私立中学校に入学が決定しましたら、「入学許可証」を窓口サービス課まで持参または送付してください。詳しくは 城東区 私立・国立 入学 で 検索

特別支援学級などの進学について

	質問	回答
12	通学区域校の特別支援学級を希望していますが、どうすればいいですか	通学区域校に早めに相談してください。可能な限り9月末までに通学区域校に相談しておいてください。希望調査の学校選択希望は1に○をつけて、確認事項の特別支援学級の項目をご確認いただき、1または2に○をつけてください。
13	通学区域校以外の学校の特別支援学級へ就学を希望していますが、どうすればいいですか	【小学校の場合】 まずは通学区域校へ相談のうえ、必ず希望される小学校へも相談してください。 【中学校の場合】 まずは現在就学中の小学校へ相談のうえ、必ず希望される中学校へも相談してください。 ※いずれの場合も、相談は可能な限り9月末までをお願いします。
14	特別支援学校への就学が決定しましたが、何か届出が必要ですか	1月末までに大阪府より就学通知書が発送されます。区役所への届出は必要ありません。